

二十一世紀にむけて幼児教育を考える(7)

「夫婦別姓」論争からみた

家族像の多様性と異質性

佐々木宏子

幼児教育にかかわる人々のなかで、「選択的夫婦別姓」という問題に興味・関心を示す人はどれくらいの割合で存在するのだろうか。

私は、この問題にたいするさまざまな賛成・反対の論理、さらにはその背景にある家族観・子ども観・思想などは、やや大げさに言うならば、幼児教育そのものの中核にもふれるような問題を含んでいると考える。

しかし、私の知るかぎりでは法学者はともかく文化人類学者や女性学の研究者のこの論議への参画は活発であるが、なぜか幼児教育研究者や発達心理学者らの関心は薄いようだ。

法務大臣の諮問機関である法制審議会が、現民法の改正作業を開始したのが一九九一年の一月であり、その最終答申は「民法の一部を訂正する法律案要綱」として一九九六年二月に提出された。



その主たる改正案のポイントは、①夫婦は結婚前の別々の姓か、同じ姓のいずれかが選択できる。②法律上の結婚をしていない男女の子ども（婚外子）の相続分は、現在では法律上の夫婦の子どもの半分以上かないのを同等にする。③五年以上別居している夫婦の離婚を認める、などである。

結局、この答申は「選択的夫婦別姓」をめぐる賛否両論のなかで、論議が一定の深まりをみせたものの、今の国会へ上程されることなく見送られてしまった。

私が、この「選択的夫婦別姓」が幼児教育と強く関わりがあると考えるのは、別姓反対派の人々の反対理由のなかに、「子どもの立場」や「親子関係」を核にしたものが目だつからである。そのいくつかを、眺めてみると、

・「同姓」は、日本の伝統文化である
・「別姓」は、夫婦・親子の絆や一体感を弱め、家族の崩壊につながる。

・親子で姓が異なると、子どもがいじめられるかわいそう、などである。

では、別姓賛成派のそれに対する反論はどうだろうか。

・「同姓」は明治民法以降のもので、それまでは別姓が主流であった。

・家族は、自立した個々人の信頼感や愛情によって形成されるべきもので、姓という形式に依存することはおかしい。

・同じ姓を名乗っていても離婚する夫婦は、数多くある。家族の崩壊は、単身赴任や長時間労働などもっと他の社会的要因に依拠するものである。

・大都市に住む別姓反対派は、「同姓派が少数になるために、同姓夫婦の子どもがいじめの対象になる」と言い、逆に地方都市の別姓反対派は「別姓夫婦の子どもがいじめられかわいそう」と主張しているが、いずれの場合もいじめるといふ行為そのものの問題点は、なおざりのまま論理から抜け落ちてい

る、などである。

私が、これら一連の論争を聞いていて不思議に思うことは、この夫婦別姓が選択肢のひとつであり、もし自分たちが嫌なら同姓を選ばいいにもかかわらず、他人が別姓を選ぶことにも異議をとない人々の存在の多さである。

このこと背景には、異質なものが異なった文化への執拗なまでの排除と、不安や恐怖が垣間見える。

また、今回の論争の経過を眺めていて気付いたことは、発言する政治家・評論家・研究者たちに従来なんとなく与えられていた「革新的」とか「保守的」というイメージの枠組みが、今回はあまり適用できなかったことである。いったい何が論争点で何がすれ違っているのかを私なりに分析してみたところ、ひとつの視点が浮かびあがってきた。

それは、この論争を通して多用される「絆」「一体感」「愛情」「家族」「子ども」「親」「幸せ」など

のキーワードが、賛成派と反対派ではあきれるばかりに異なった異質の概念であることである。

考えてみると、これら前述のキーワードは幼児教育のキーワードともピッタリと重なるものである。そして、多くの幼児教育者や研究者にとって、「科学的な」研究方法や「客観的な」尺度は熱心に学ばれてはいるものの、これらの基本となる諸概念は、それぞれ個人の生育文化に張りついたままの経験概念として、放置されてはいまいか。

さて、二十一世紀は異文化・多文化が混交する社会になると言われている。そうであるならば、私たちはわが国で使われているこのような幼児教育のシンボルともいえる諸概念を、異文化の人々にたいしても了解可能なものとして明確に提示し、あわせて確実に伝える表現力をも身につけねばならないだろう。

(鳴門教育大学)